平成２４年（フ）第７７９号
さいたま市桜区町谷４丁目23番６―102号
債務者　奥村　佐紀
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８９号
埼玉県北本市二ツ家４丁目305番地３
債務者　丸江　正子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
埼玉県草加市手代町312番地１　ニューマリッチ沼田101号
債務者　古川　照子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
埼玉県春日部市南５丁目５番62号　ダイトセゾンマンションⅡ―203号
債務者　平　　直弥（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
札幌市北区北23条西６丁目１番37―902号
債務者　梅津由美子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３９号
札幌市中央区南24条西９丁目２番31―201号
債務者　早川　泰広
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９００号
札幌市北区新琴似２条２丁目９番33号
債務者　古野　恵美（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１３号
札幌市西区山の手２条４丁目１番24号　野口マンション205号
債務者　若林すずか（旧姓長谷山・藤井）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４５号
札幌市南区藤野６条９丁目10番２号
債務者　中村　真季
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０２号
札幌市白石区平和通12丁目北２番11号　301号
債務者　高舘　光洋
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０６号
北海道北広島市松葉町２丁目５番地９
債務者　福江恵理子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８４号
札幌市豊平区豊平４条３丁目１番15―504号
債務者　山田　義隆
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２４号
札幌市白石区中央２条３丁目６番12号　レインボーハイツⅡ―105号
債務者　野口　幸男
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２５号
札幌市白石区中央２条３丁目６番12号　レインボーハイツⅡ―105号
債務者　野口　紀子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８５号
札幌市清田区清田１条２丁目３番56号
債務者　佐藤　賢童
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２号
北海道登別市幌別町４丁目21番地４　美浜団地Ｋ４－３
債務者　中西　広美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
群馬県高崎市上中居町548番地
債務者　萩原　和人
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７８号
千葉県東金市西福俵58番地２　パークアベニューＣ―102
債務者　福嶋　貴志
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係